

京都市妊産婦等福祉避難所 運営ガイドライン (施設職員向け)



令和 7 年 3 月
京 都 市



目次

第1章 はじめに

1	ガイドライン策定の目的	2
2	妊産婦等福祉避難所とは	2
3	入所対象者	2
4	設置期間	3
5	一般の避難所から妊産婦等福祉避難所への避難の流れ	3
6	災害時における母子の特性	3

第2章 災害に備える平常時の体制

1	平常時の体制	5
2	妊産婦等避難所における支援物資の特色等について	6
3	医療機関との連携体制構築	9
4	マンパワーの確保	9

第3章 災害時の対応について

	妊産婦等福祉避難所の開設及び運営について	10
1	初動期（災害発生直後～3日後）	10
2	展開期：（3日～2週間程度）	
	（1）妊産婦等福祉避難所開設要請から避難者受入れ開始まで	11
	（2）妊産婦等福祉避難所の運営	13
3	安定期（3週目以降）	18
4	撤収期（3週目以降）	18

第4章 参考資料

1	フローチャート	19
2	緊急連絡先一覧	20

第 1 章 はじめに

1 ガイドライン策定の目的

妊産婦や乳幼児は、心身の特性上、避難行動、避難生活に支援を要します。本ガイドラインは、妊産婦や乳幼児が避難生活を行う妊産婦等福祉避難所を運営するに当たり、平常時からの災害への備えや、災害時における妊産婦等への円滑な支援に役立てていただくことを目的として作成しています。

2 妊産婦等福祉避難所とは

福祉避難所とは、避難生活において一定の配慮を要する方であって、介護福祉施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要配慮者を対象とする避難所のことです。福祉避難所は、一般の避難所への避難後に、そのまま一般の避難所（一次避難所）での生活が続けることが困難な方を対象とするため、二次避難所とも呼ばれています。

妊産婦等福祉避難所とは、福祉避難所の一つで、妊婦、産婦及び乳児（概ね6箇月まで）を要配慮者と捉えて、その心身や生活上の特性を踏まえ、適切な支援を行うことで、避難生活下での健康の維持など、災害時の母子の安心安全を確保することを目的として設置するものです。

3 入所対象者

自然災害等で被災し、一般の避難所での生活を余儀なくされた方のうち、そのまま一般の避難所での生活が続けることが困難な妊産婦や乳児を対象とします。

対象者の選定は、一般の避難所等で保健師・助産師・看護師（以下「保健師等」という。）が行う健康調査により妊産婦等福祉避難所への入所候補者を把握し、報告を受けた区災害対策本部が妊産婦等福祉避難所への入所を決定します。移送は、できるだけ家族や地域における支援者が協力して行うこととし、必要に応じ区・支所災害対策本部も協力します。

（1）妊産婦

住居被害等で在宅生活が困難な方で、入院による医療を要しないが、一般の避難所での集団生活が困難であり、相談支援等が必要な妊産婦で、原則かかりつけ医から了解が得られた妊産婦等

- ア 体調不良や精神的な不安が非常に高く、眠れない、気持ちが沈む、食欲がない等の妊産婦
- イ 産後6箇月程度までの、心身ともに不安定な産婦とその児
- ウ 一般の避難所の集団生活に馴染まない妊産婦
- エ 身近に家族等の支援者がいない妊産婦

※ 前提として、妊産婦等の基本となる避難場所は、一般の避難所又は一般の避難所内の福祉スペース（一般の避難所の中で、要配慮者のために区画された部屋（教室や保健室等））とします。

(2) 乳児

集団生活が困難な出生直後から概ね6箇月までの乳児

※ ただし、一人での避難生活が困難な当該避難所に入所している妊産婦の家族（例えば上の子ども）についても、状況に応じて対象とします。

4 設置期間

妊産婦等福祉避難所の設置期間について、災害規模や被害状況等に応じて、開設準備が整った施設については、速やかに設置・開設し、おおむね3週目以降（安定期）に撤収を開始することを想定しています。

5 一般の避難所から妊産婦等福祉避難所への避難の流れ

- (1) 身の安全の確保を最優先に、まず一般の避難所に避難します。
- (2) 医療機関や妊産婦等福祉避難所に移送するに至らない程度の妊産婦であって、一般の避難所での生活が可能と判断された方については、一般の避難所内に設置する福祉スペースに避難します。
- (3) 一般の避難所において、保健師等が妊産婦や乳児の状況に応じて、妊産婦等福祉避難所の入所候補者を把握・報告します（報告受理・入所決定は区災害対策本部保健福祉班）。なお、対象者の選定に当たっては、原則として、妊産婦や乳児のかかりつけ医を受診することとします。
- (4) スタッフの配置など受入体制が整った段階で、対象者を家族や地域における支援者が妊産婦等福祉避難所に移送し、これを京都市が支援します。

6 災害時における母子の特性

平常時における妊産婦や乳児の心身の特性を知ることが、災害時の適切な支援の基本となります。

災害時における妊産婦等支援に当たっては、平常時の母子の状態を把握したうえで、現実の災害に際して母子がどのように影響を受け、変化したかを理解し、被災時の影響を予測して対策を立てることが大切です。

妊産婦や乳児は、それぞれ、個人差はあるものの、妊娠週数や生後月齢等に応じて身体面だけでなく、精神面にも徐々に変化が生じます。災害時においても、そのような妊産婦や乳児特有の特徴に対応した妊産婦等支援対策を行うことが重要です。

○ 避難所生活における妊産婦・乳児の心身両面での影響

	身体面	精神面	行動面
妊婦	おなかが張る、胎動が減る・増える、出血等の諸症状がみられる。 切迫流産・早産のリスクや、蛋白尿・体重増加・血圧上昇、浮腫などの妊娠高血圧症候群のリスクになりえる症状など。	胎児は大丈夫か、無事生まれるのかなどの不安、流産・早産の心配、陣痛時に無事に病院に行けるかどうかの不安など。	身体が思うように動かない、おなかで足元が見えない、走ることができない、重いものを持てないなど、一般の人と同じように行動できない。
産婦	母乳分泌がとまる・減少する、乳腺炎になる、おりものが増えたり長期化する、発熱や風邪など。	慣れない育児でのトラブル(イライラ・必要以上に怒る・子育ての意欲喪失)、思い描いていた妊産婦生活や分娩と現実との違いによる喪失感など、母親は子どもがいることに負担感を感じる面もみられる。	
乳児	体温調節が未熟。免疫力が未熟なことによる感染症のり患、十分な哺乳ができないことによる脱水症状、不衛生な状況でのおむつかぶれ、皮膚のトラブルなど。	生活時間が昼夜ともに定まらない。 ぐずぐずいう、ミルクを飲まない、あやしても笑わない、不安や恐怖を言葉で表現できない分、生理面への影響がでる。	首が座っていない場合、だっこひもなど(なければ布など)でしっかり固定する必要がある。 母親と子どもだけで避難しなければいけない場合などは、複数の子どもを連れての避難は難しい。

内閣府男女共同参画局発行「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」

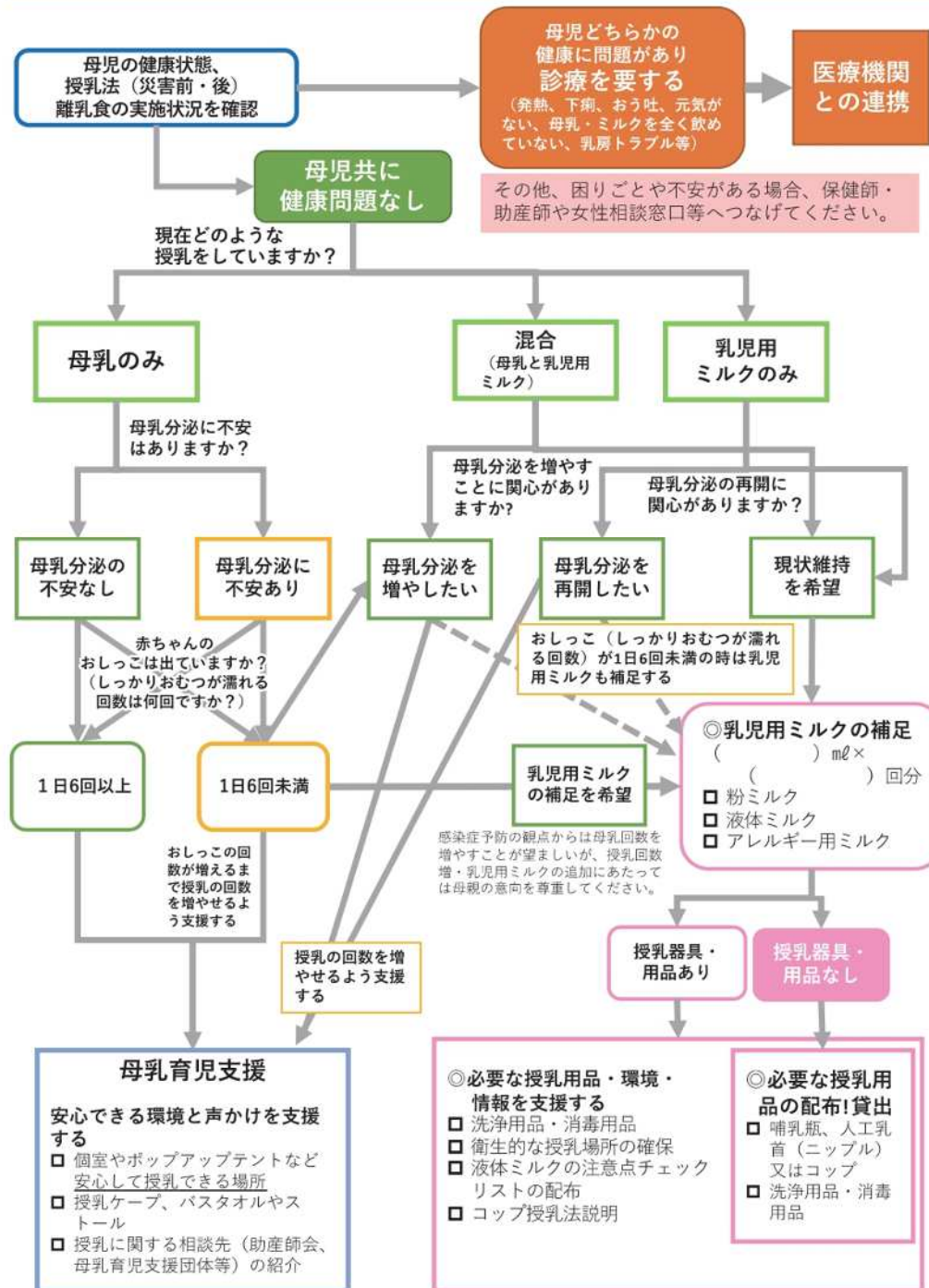
ほかより

○ 授乳アセスメントシート

便利帳

授乳アセスメントシート②（フローチャート）

授乳状況アセスメントシート（フローチャート）



内閣府男女共同参画発行「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」

より

第2章 災害に備える平常時の体制

1 平常時の体制

災害に備え、日頃からの事前準備を進めます。

(1) 責任者の設置

妊産婦等福祉避難所の事前指定を受けた施設（以下「妊産婦等福祉避難所」という。）では、あらかじめ「妊産婦等福祉避難所開設準備責任者」と「妊産婦等福祉避難所開設準備副責任者」を設置し、その指揮のもと、事前準備に取り組みます。

(2) マニュアル等の整備

万一、災害が発生した場合に備え、事前に以下の内容を整備します。

- ・ 災害発生直後に職員がどのように行動するか、職員の参集や役割分担等を定めた施設独自のマニュアル
- ・ 災害時に起こりうる状況を時間軸ごとに想定し、対応等をまとめた表
- ・ 妊産婦等の特性を踏まえたスペース
- ・ 近隣施設等との互助協議の推進

(3) 設置・運営訓練の実施

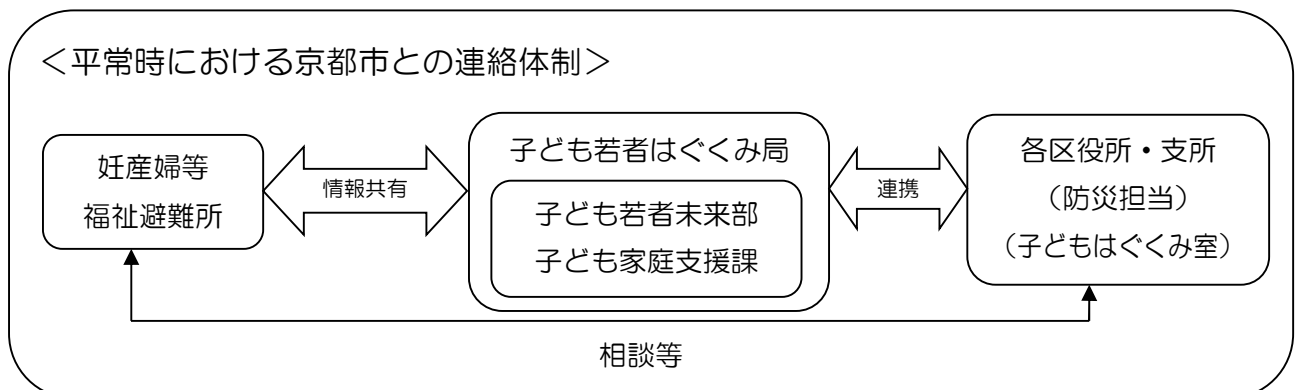
災害が発生した場合に円滑に妊産婦等福祉避難所を設置・運営ができるよう、京都市と協力し、妊産婦等福祉避難所設置・運営訓練を実施します。

(4) 職員への周知・情報共有

各職員が災害発生時の対応について把握し、いざという場合に迅速に行動できるよう、以下の内容を行います。

- ・ マニュアル等の職員への周知
- ・ マニュアル等のわかりやすく取り出しやすい場所への保管
- ・ 京都市との調整で必要となる各様式の複写の保管
- ・ 要配慮者の特性や配慮事項等の情報共有

<平常時における京都市との連絡体制>



～母子保健に留意した平常時からの京都市の取組～

京都市では、平常時から妊産婦等福祉避難所及び関係機関等と連携・協力し、災害時に備えた訓練や研修を実施し、支援者の人材育成等に努めます。

また、妊産婦、乳児等の災害時の備えを促進するために、防災意識を高め、発災時の行動につなげる対策として、妊産婦や乳幼児のいる家庭向けの防災対策パンフレット「妊産婦・乳幼児のための災害時の備え」を京都市情報館のデジタルブックに掲載し、啓発に努めます。

2 妊産婦等福祉避難所における支援物資の特色等について

京都市が調達する公的備蓄の保管は、発災直後に入所者が入所する一般の避難所が行っています。

また、妊産婦等福祉避難所で使用するための備蓄物資として、飲料水や離乳食等の食料、ミルク、紙おむつ、おしりふき等の消耗品のほか、可搬式空調機器や非常用発電機などを備蓄しています。

発災時、食料や飲料水、生活必需品等の物資が必要な場合は、区災害対策本部（保健福祉班）に依頼し、京都市から必要な物資が調達されることとされています。

妊産婦等福祉避難所における支援物資の特色及び留意点については、次項のとおりです。

<子ども> ※乳児の兄弟姉妹等にも配慮します。

	物品名	内容
栄養面	ミルク (調製粉乳) (※1)	一般用。 ＜参考＞0～2箇月児の哺乳量780ml/日とした場合、一人当たり約100g/日必要。
	アレルギー用ミルク	牛乳アレルギーを有する乳児が、牛乳アレルギー用ミルク以外のミルクを摂取した場合、アレルギー症状(※2)やアナフィラキシー症状(※3)を起こす可能性があり、代替不可能。医師の指示のもと使用し、乳児の体質に適した種類が必要。保護者の備蓄・携帯が不可欠。
	ミルク調製用の水	乳児の消化機能や調製粉乳の特性などを考慮し、調製に適した軟水(水道水)。※一度煮沸し、70℃以上のお湯にする必要がある。 乳幼児は、腎臓機能が未熟であるため、市販のミネラル水など硬度の高い水でミルクを調製した場合、ミルク自体のミネラルと合わせて過剰摂取となり、腎臓に負担がかかり、消化不良を引き起こす恐れがある。
	離乳食	子どもの食物アレルギーに配慮した品目を選ぶようにし、また、配給する際のアレルギー表示を確実にを行う。
衛生面	哺乳瓶 (使い捨て)	消毒が可能であれば、1人1本あれば足りる。 消毒がない場合は使い捨て。
	哺乳瓶の消毒	ライフラインが不通の場合は、つけおきタイプが望ましい。哺乳瓶用消毒剤に哺乳瓶を一時間程度つけおくことにより消毒する。 【ライフラインが通じている場合】 ○煮沸消毒 ○電子レンジによる消毒
	紙おむつ	紙おむつには、テープでとめるタイプとパンツタイプがある。 新生児：尿が出たらすぐ取り替える(1日10～12枚) 乳幼児：昼間は3時間おき、夜間は7～8時間おき程度(1日7～8枚) 乳幼児の発達には個人差があり、漏れ等による子どもの肌かぶれや感染症などを防ぐため、複数のサイズを用意する。 月齢や体調によって異なるが、災害時には、下痢など体調を崩す乳幼児が多くなることを想定すると、使用枚数は多めに見込む方がよい。
	おしりふき	水やお湯が十分に確保できない災害時には、衛生面の確保のため不可欠である。乳児は新陳代謝が活発なため、沐浴が難しい場合、おしりふき等で体を拭くが必要である。

		また、おしりふきや体拭きを使用することで、皮膚のトラブルになることがあるため、慎重に使用する。
	乳幼児のケア用品 (爪切り、体温計、ガーゼ、綿棒など)	乳児は、爪が伸びるのが早く、また爪が薄いので、爪が鋭利になりやすい。爪が伸びていると目や顔が傷つくことがあるため、乳幼児用の爪きりが必要である。また、乳幼児用体温計や、乳幼児用の歯ブラシ、マスクなど、予め避難所にいくつか確保しておくといよい。
生活面	乳幼児用衣類	乳幼児は、汗をよくかくため、肌の清潔を保つためにも、また、食事、睡眠、排泄等で汚れた衣服を取り替えるためにも、衣類や下着は多めに必要。 乳幼児の成長にあわせて、複数サイズを供給する。 ライフラインが途絶えた被災直後は、洗濯ができないため、初動期の衣類の確保が重要。
	タオル・バスタオル	乳幼児の世話や清拭、防寒、毛布の代替、座るときに床にしく、雑巾代わりなど、タオルやバスタオルは、様々な用途に使える。
	おんぶひも・ベビーカーなど	両手をふさぐことなく、子どもを連れて用事をすませることのできるための用具が必要である。

＜妊産婦＞

栄養面	妊婦向けの食料 (アルファ化米、おかゆなど)	フリーズドライの野菜類の備蓄や、野菜や果物などの青果品の供給協定等、炊き出しの食事や弁当では対応できない妊婦への食事の配慮も重要である。 妊娠期には、エネルギー総量をはじめ、鉄分やカルシウム、各種ビタミンや葉酸など、全般的に多くの栄養を必要とする。また、妊娠高血圧症候群等の予防のため塩分を控える、便秘予防のため、繊維質を取るなどの対策も必要である。一方、つわり時に食べられるものなど個人差が大きく特定しにくい。
衛生面	母乳パッド	ない場合には、ガーゼなど柔らかく吸収のよい布を数枚重ねるなどで対応する。
	生理用品 (※4)	サイズにより、産婦の悪露などにも対応できる。 生理時に入手できないと、日常生活に支障をきたすのみならず、下着や衣服を汚すなど、女性の気持ちを傷つける可能性が高い。
生活面	毛布	妊婦は、通常時から腹部を冷やさないよう注意が必要であり、腰痛や足のむくみに対して毛布を使用する場合があるため、毛布を多めに確保する。 緊急用保温毛布は、体温調節の未熟な乳幼児では体温が上がりすぎるため、使用を避ける。

【留意点】

- * 1 調製粉乳、哺乳瓶、お湯、消毒剤とセットで供給できる体制が重要です。
- * 2 食事等によるアレルギー反応について
和風だし（さば、えび等）やコンソメ・スープ類（卵・牛乳等）、味噌・醤油（大豆）・バターなどの調味料でもアレルギーを起こすことがあります。食事等を提供する場合には、食物アレルギーのある子どもがアレルゲンとなる食材等を摂取することが無いように注意しなければなりません。
- * 3 アナフィラキシー症状
食物、薬物、ハチ毒などが原因で起こる即時型アレルギー反応の一つで、皮膚、呼吸器、消化器など全身の多臓器に重篤な症状が現れます。血圧低下や意識喪失など生命をおびやかす症状を伴うものをアナフィラキシーショックと呼びます。
- * 4 ごみ袋（使用済みナプキンが見えない工夫をする）とセットにして保管することが望ましい。

【京都市における備蓄物】

食料・飲料水	アルファ化米、お粥、補助食料、離乳食、液体ミルク 粉ミルク、粉ミルク（アレルギー対応）、飲料水
生活必需品	毛布、アルミシート、使い捨て哺乳瓶、除菌シート、 口腔ケア用品、おしりふき
生理用品	紙おむつ（大）、紙おむつ（小）、生理用品
仮設トイレ等	トイレットペーパー 貯蓄式、マンホール利用型、簡易トイレ、凝固剤

3 医療機関との連携体制構築

母子の健康の確保のために、保健医療資源や体制の整備は最も重要な対策です。

入所者の選定時や、入所中の妊産婦等に係る医療機関との連携については、原則、市災害対策本部や区災害対策本部から派遣される保健師等が行います。

京都市では、平常時から、医療機関や関係機関と協力し、連携体制構築に向けて取り組みます。（医療機関との連携は、第3章P13、16参照）

4 マンパワーの確保

京都市では、平常時から、災害時のマンパワー育成に向けて取り組みます。

妊産婦等福祉避難所開設準備責任者、同副責任者をはじめ、施設職員に対し、研修や訓練を通して災害発生時の支援スタッフの人材育成に努めます。

妊産婦等福祉避難所は、平常時から、円滑な運営のためのスタッフ確保（24時間）の方策を検討しておきます。

（展開期のマンパワーの確保については、第3章P15参照）

第3章 災害時の対応について

妊産婦等福祉避難所の運営について

妊産婦等福祉避難所では、医療職等の確保、防寒・避暑、トイレ対策、休養スペース、授乳室の確保、衛生面の確保、夜泣き等に配慮した環境整備等が必要となります。

この章で記載している「区災害対策本部（保健福祉班）」の連絡先は、各区役所・支所保健福祉センターとなります。また、「市災害対策本部（子どもはぐくみ部：要配慮者支援班）」の連絡先は、子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課となります。

1 初動期 【開設準備】（災害発生直後～3日後）

災害発生	まず、来所者・職員等の安全を確保します。施設周辺の道路等のアクセス状況を確認します。
安全確保	
応急処置	ガス元栓やボイラー消火、負傷者の応急処置等を行います。
状況把握	施設、来所者、職員の状況を把握するとともに、施設の状況について【様式2】「安全点検チェックリスト」及び【様式3】「状況報告書」により点検します。また、専門家による建物の安全確認が必要と考えられる場合は、区災害対策本部を通じ、都市計画部建築指導班に依頼します。
体制確保	妊産婦等福祉避難所として使用するスペース、避難所を運営する職員体制を確保します。スタッフが不足するときは区災害対策本部又は区災害ボランティアセンターに【様式12】「人材支援依頼書」により派遣を依頼します。
状況報告	区災害対策本部（保健福祉班）に対して、安全点検の結果を【様式2】「安全点検チェックリスト」及び【様式3】「状況報告書」により報告します。通信手段が不通の場合は、施設からの報告を待たず区災害対策本部が巡回調査を行います。

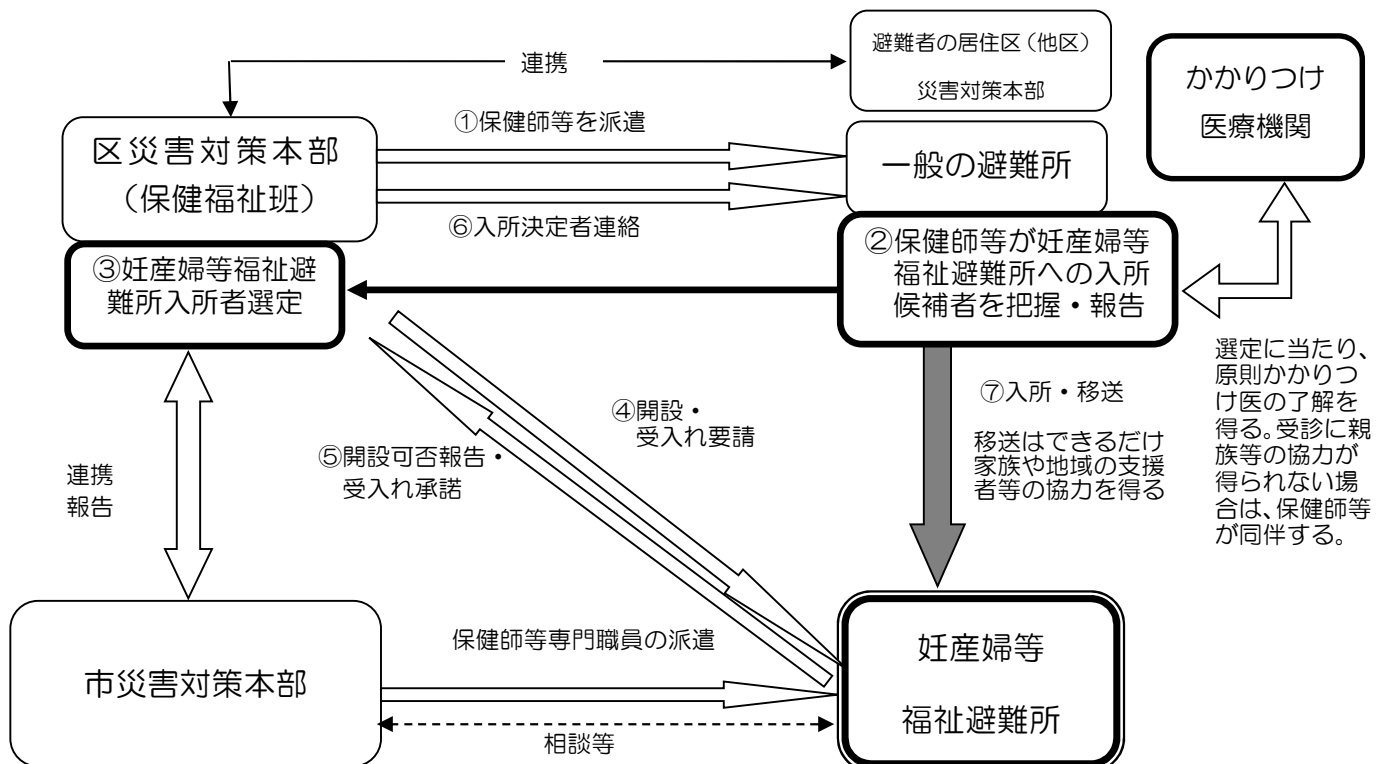
- 災害発生直後は、まず、学生・施設利用者・職員等の安全確保と火災等の二次災害の防止に努めます。
- まず、自施設の運営を立て直すことが最優先です。
- 妊産婦等福祉避難所の運営は、原則24時間対応のため、交代勤務制を確保し、開設準備に入ります。
- レイアウトは、トイレ等の動線を考え、まず通路から決める等、事前に検討しておきます。

2 展開期【開設・受入・運営】（3日～2週間程度）

（1）妊産婦等福祉避難所開設要請から避難者受け入れ開始まで

開設要請	区災害対策本部（保健福祉班）から施設に対し、【様式4】「開設要請書」により妊産婦等福祉避難所の開設が要請されます。
開設準備	妊産婦等福祉避難所として開設するための準備を行うとともに、区災害対策本部から届いた要請に対し、妊産婦等福祉避難所の開設可否を遅滞なく【様式4】「開設要請書」の下段により報告します。また、妊産婦等を、いつから何名受け入れられるか等を明確にしておきます。
受入れ開始	妊産婦等福祉避難所開設準備責任者を所長、同副責任者を副所長として妊産婦等福祉避難所を開設し、区災害対策本部からの避難者受入要請に応じて避難者の受け入れを開始します。市災害対策本部から派遣される保健師等を受け入れ、協働で入所者支援を行います。市災害対策本部は保健師等の24時間常駐体制の構築に努めます。
避難者移送	区災害対策本部との協議後、区災害対策本部が以下のとおりそれぞれに連絡し、移送対象者の移送が行われます。 ・ 一般の避難所に【様式10】「一般避難所運営協議会向け送付文」、【様式7】「移送先連絡票」

＜避難者受け入れ開始までのフロー図＞



妊産婦等福祉避難所入所対象者の選定については、区災害対策本部（保健福祉班）のうち妊産婦に係る業務を所管している子どもはぐくみ室職員が行うこととします。

妊産婦等福祉避難所では、市災害対策本部から派遣される保健師等が24時間常駐できるよう体制確保に努めます。

入所者の選定時の医療機関連携

ア 入所対象者の状況確認について

一般の避難所において、区災害対策本部から派遣される保健師等は、妊産婦等福祉避難所への入所対象と思われる者に対し、【様式6】「入所に向けた確認票」を用いて、妊産婦又は乳児の被災状況や健康状態を確認します。

イ かかりつけ医との連携について

「ア」で確認した情報を基に、保健師等が妊産婦等福祉避難所への入所候補者を選定するに当たっては、原則かかりつけ医と連携し、入院治療が必要かどうか、服薬等治療の有無、体調管理の留意点などを確認することとします。かかりつけ医との連携は原則受診して行います（家族等が同伴できない場合は、保健師等が同伴します。）。

ウ かかりつけ医が被災等で連絡がとれない場合

一般の避難所の近隣地域の医療機関と連絡・相談する等、受診ができるよう保健師等がコーディネートを行います。受診に家族等が同伴受診できない場合は、保健師等が同伴することとします。

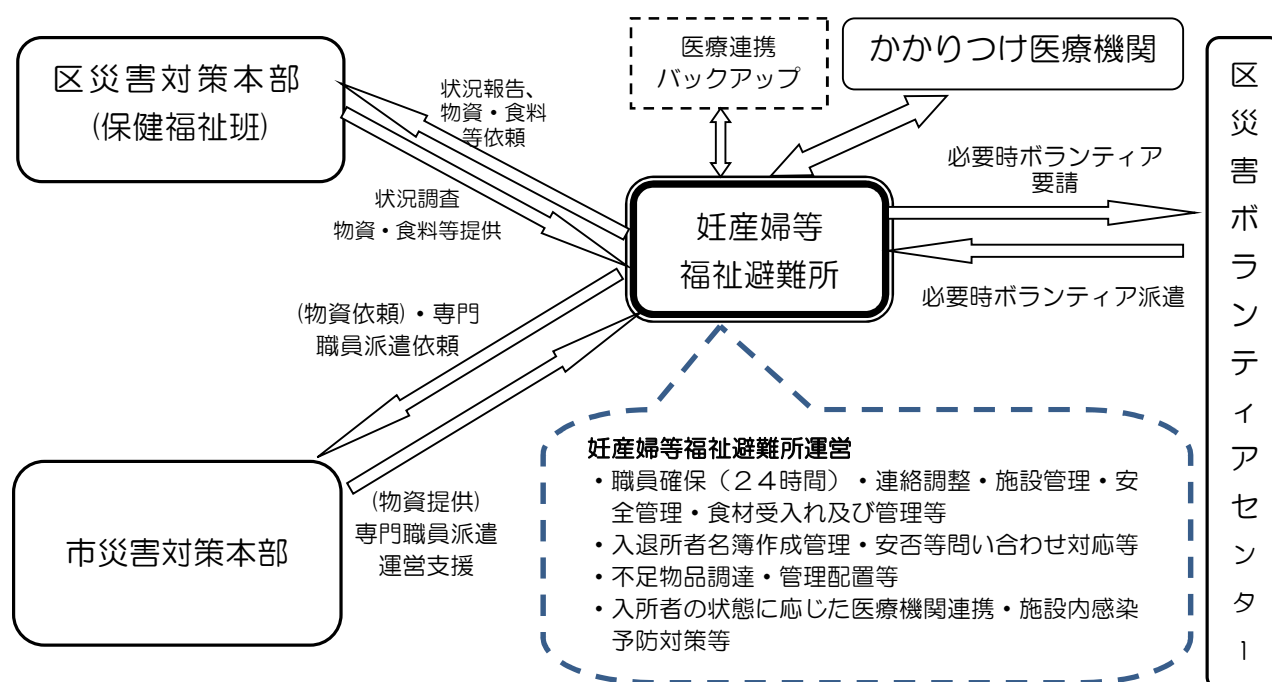
(2) 妊産婦等福祉避難所の運営 P18【妊産婦等福祉避難所の円滑な運営のために】参照

名簿作成	受入れ避難者の名簿を【様式17】「入退所者管理台帳」により作成・管理します。 日々の状況について、【様式3】「状況報告書」により、区災害対策本部（保健福祉班）に報告します。
運営体制確立	妊産婦等福祉避難所を運営する職員体制の確保、スタッフが不足するときは、【様式12】「人材支援依頼書」により、区災害対策本部に人材派遣を依頼します。
物資確保	【様式15】「物資管理簿」により食糧や水、不足する物資等を確認し、【様式13】「食料・飲料水手配依頼書」、【様式14】「物資・機器手配依頼書」により、区災害対策本部（保健福祉班）に手配を依頼し、必要分を確保します。
衛生管理	感染症が流行しないよう、防疫対策に努めるとともに、清掃・整理整頓、ごみ処理ルールを確立・運営します。
緊急入院・受診対応	体調悪化、緊急の分娩等、医療機関への受診が必要と判断したときは、関係機関と調整し、緊急入院等の対策を講じます。原則、常駐の保健師等が行いますが、施設職員も協力します。

妊産婦等福祉避難所職員の仕事（例） ※常駐・巡回する保健師等と協働で支援します。

- 総務
妊産婦等福祉避難所運営に係る記録の保存、職員体制の確保、行政との連絡・調整、その他全般
- 避難者管理
入退所届の作成、安否確認への対応、郵便物等の取次
- 要配慮者支援
妊産婦・乳児に必要な物品の調達、受入、管理・配置
- 施設管理
妊産婦等福祉避難所スペースの確保、危険箇所への応急措置、修繕、防火・防犯
- 保健・衛生
衛生管理・ごみ・風呂・トイレ・清掃・医療・生活用水の管理
- 給食
食材等の受入・管理、給食の調理・配食・片付け
- 緊急時の対応
常駐する保健師等との協力による、救急車両（119番）要請等

<展開期における妊産婦等福祉避難所運営のフロー図>



※ 物資提供依頼について

毎日の食事・飲料水・消耗品等については、原則、区災害対策本部に依頼します。

なお、妊産婦等福祉避難所の設置・運営に当たって、各施設の消耗品等を使用した場合は、当該経費について、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）に従いお支払いいたします。【様式16】「設置・運営等費用報告書」にて区災害対策本部（保健福祉班）に報告・請求します。

マンパワーの確保について

(1) 円滑な運営のためのスタッフの確保

発災時に生活支援などのスタッフが不足する場合は、【様式12】「人材支援依頼書」により区災害ボランティアセンターにボランティア派遣の依頼を行います。

(2) 専門スタッフによる相談援助等の確保について

市災害対策本部及び区災害対策本部が派遣する保健師等が、入所者への専門的な支援を行います。市災害対策本部・区災害対策本部は保健師等が24時間常駐できるよう体制確保に努めます。保健師等は関係機関や医療機関との連携や、入所者への保健指導を行います。専門スタッフが不足する場合は、【様式12】「人材支援依頼書」により区災害対策本部に依頼を行います。

展開期の医療機関連携

(1) 受診が必要な場合の連携

妊産婦等福祉避難所に入所中の妊産婦、または乳児等が受診を要する場合は、市災害対策本部から派遣される保健師等が、原則かかりつけ医に連絡し、判断を仰ぎます。急を要する場合は、救急車の要請を行います。

ア 妊婦健康診査(通常受診)

保健師等は、妊婦の受診予定日に合わせて、かかりつけ医が受診可能かどうか情報収集し、対象妊婦に伝えます。必要に応じて、保健師等は同伴受診を行います。

イ 有症状時の対応(通常受診)

妊産婦等福祉避難所に入所中の妊産婦、または乳児が医療機関受診の必要な場合、かかりつけ医が受診可能かどうか情報収集し、対象妊婦に伝えます。必要に応じて、保健師等は同伴受診を行います。

ウ かかりつけ医が被災等で連絡が取れない場合、入所者がかかりつけ医の転院を希望する場合
保健師等は、避難所の近隣地域の医療機関へ連絡・相談し、受診ができるようコーディネートを行います。また、受診に家族等が同伴できない場合は、保健師等が同伴します。

エ 緊急時の対応

救急車の要請を行います。万一、救急車が対応できない場合、市災害対策本部から派遣される保健師等は至急、区災害対策本部（保健福祉班）と連携し、近隣の医療機関へ連絡・相談し、受診ができるよう調整するとともに、医療機関までの移送手段を確保し、移送します。

(2) 相談を要する場合の連携

妊産婦等福祉避難所に入所中の妊産婦または乳児の体調の変化等で相談を要する場合は、市災害対策本部から派遣される保健師等に引き継ぎます。

保健師等は相談内容に応じて、かかりつけ医と連携します。かかりつけ医が被災等で連絡が取れない場合は、避難所の近隣地域の医療機関へ連絡・相談します。

展開期の支援ポイント（3日～2週間程度）

☆は可能な範囲で御配慮いただけると望ましい支援です。

＜施設＞

■母子一組あたり4㎡(畳2畳分程度)を確保します。

・プライバシー確保のための場所の確保や工夫。

個室や間仕切りの設置等の個人スペース、和室や段差が少ないスペース等

・防寒・避暑対策、洋式トイレやポータブルトイレ、シャワー等の設置。

☆■妊産婦は、安静・休息を要するため、適度な固さの床で、横になることが望ましく、また、和室や畳を敷いたスペースは、子どもを寝かせたり、おむつを替えたりするうえでも便利です。

■妊産婦や母親のメンタルケアのために、常駐または巡回の保健師等を活用します。

＜物資等＞

☆■水、食料、防寒具や毛布等の保温用品、妊産婦、新生児または乳児に必要な物品

＜主な支援内容＞

☆■施設職員による支援

・避難者の把握、施設の利用管理、一般的な情報収集と情報提供
・感染症予防対策・生活衛生環境の管理、食糧配給、物資の調達、管理、配給、妊産婦等の特性に応じた避難物資の提供（事前準備）、ボランティア活動の調整等

■保健師等による支援

・妊産婦等を対象とした健康観察、健康相談、感染症予防対策
・こころのケア、妊婦健康診査等受診支援、授乳・育児指導
・緊急時の医療機関連携、行政との連携・必要時同伴受診

＜その他＞

■体調を崩している避難者などをできるだけ早期に把握し、対応します。

■ライフラインの復旧状況に応じた、清潔の確保を行います。

■掃除をするとともに、食事や排泄、就寝など生活の場面に応じ、適切な手洗いや消毒、処理方法について、ルールを決めます。

■感染を防ぐため、各々の乳児の哺乳瓶を決めておき、消毒を実施します。

■冬期の寒さや、夏期の害虫・食中毒など、季節に応じて、適切な対処を行います。

■防疫班などにより、避難所の生活衛生環境の点検・指導・対策を行います。

【妊産婦等福祉避難所の円滑な運営のために】

施設の状況の提示

妊産婦等福祉避難所を開設した場合、また破損等により施設が使用不可能な場合には、玄関等にわかりやすく掲示します。



要配慮者の移送

原則として家族等の介助者が行い、これを京都市が支援します。



1名当たり面積

概ね母子一組当たり4㎡を目安とします。



名簿の作成

入退所者管理台帳を作成、更新することにより避難者の状況等を管理します。



入所者情報の公表

氏名・住所を妊産婦等福祉避難所内に掲示するとともに、他から問い合わせがあった場合は、公表します。ただし避難者が望まない場合は除きます。

状況の報告

状況報告書にて当日の妊産婦等福祉避難所の状況を毎日報告します。

生活情報の提供

妊産婦等福祉避難所で生活していくうえで必要な情報やルールについて、掲示をはじめ避難者の特性に配慮した様々な手段で提供します。



物資の調達・配送

施設は、妊産婦等福祉避難所の運営に必要な物資等の調達・配送に協力するよう努めます。



食料等の配布

食料・水・物資等は公平性を最大限配慮して配布します。



衛生管理

感染症が流行しないよう、避難者の協力を得て、ごみ処理や防疫に注意します。



物資等の管理

妊産婦等福祉避難所運営のために調達・使用した物資等については、品目ごとに「物資管理簿」を作成します。



ごみに対する対応

集積所の指定、可燃、不燃ごみなどの分別等のルールを確立し、周知徹底を図ります。避難者の中で手伝える方がいれば協力してもらいます。



運営スタッフ

施設は、妊産婦等福祉避難所の運営に必要なスタッフを確保するよう努めます。自施設スタッフのみでは足りない場合は、区災害対策本部または区災害ボランティアセンターに派遣を要請します。

清掃や整理整頓

共有スペース等の清掃は、避難者の中で手伝える方がいれば協力してもらいます。



～市災害対策本部が派遣する保健師等による専門的な支援について～

被災時の生活環境の変化は妊産婦や子どもの健康上、大きな影響を及ぼすおそれがあるため、医療機関の迅速な確保とともに、保護者の育児不安に適切に相談できる体制が重要です。

平常時でも、母親は、「子どもが熱を出した」「ミルクを飲まない」など、育児上の不安を抱えているため、被災時にはより一層の専門職による相談体制の確保が重要です。

心身の状態の変化や、妊娠・出産あるいは子どもの発達上の異常を早期に発見するために、常駐や巡回の保健師等による相談などを活用して、保健医療的な視点を踏まえた支援が継続するように整備します。

3 安定期（3週目以降）

被災地外からの支援活動が本格化し、マンパワーが期待できる段階ですが、避難生活の長期化に伴い、ストレスの緩和、プライバシーの確保等の必要性が高まる時期です。また、妊産婦等福祉避難所内外の避難者間の公平性や支援に対する依存の問題が生じるため、注意が必要です。

一方で、避難者の退所が増え、妊産婦等福祉避難所の運営体制の見直しや妊産婦等福祉避難所の統合・閉鎖に向けた検討が必要になることもあり、必要に応じて区役所・支所災害対策本部等と情報交換を行います。

4 撤収期(3週目以降)

状況が落ち着き、避難者の退所が本格化します。これに合わせ、妊産婦等福祉避難所の統合・閉鎖が進められます。

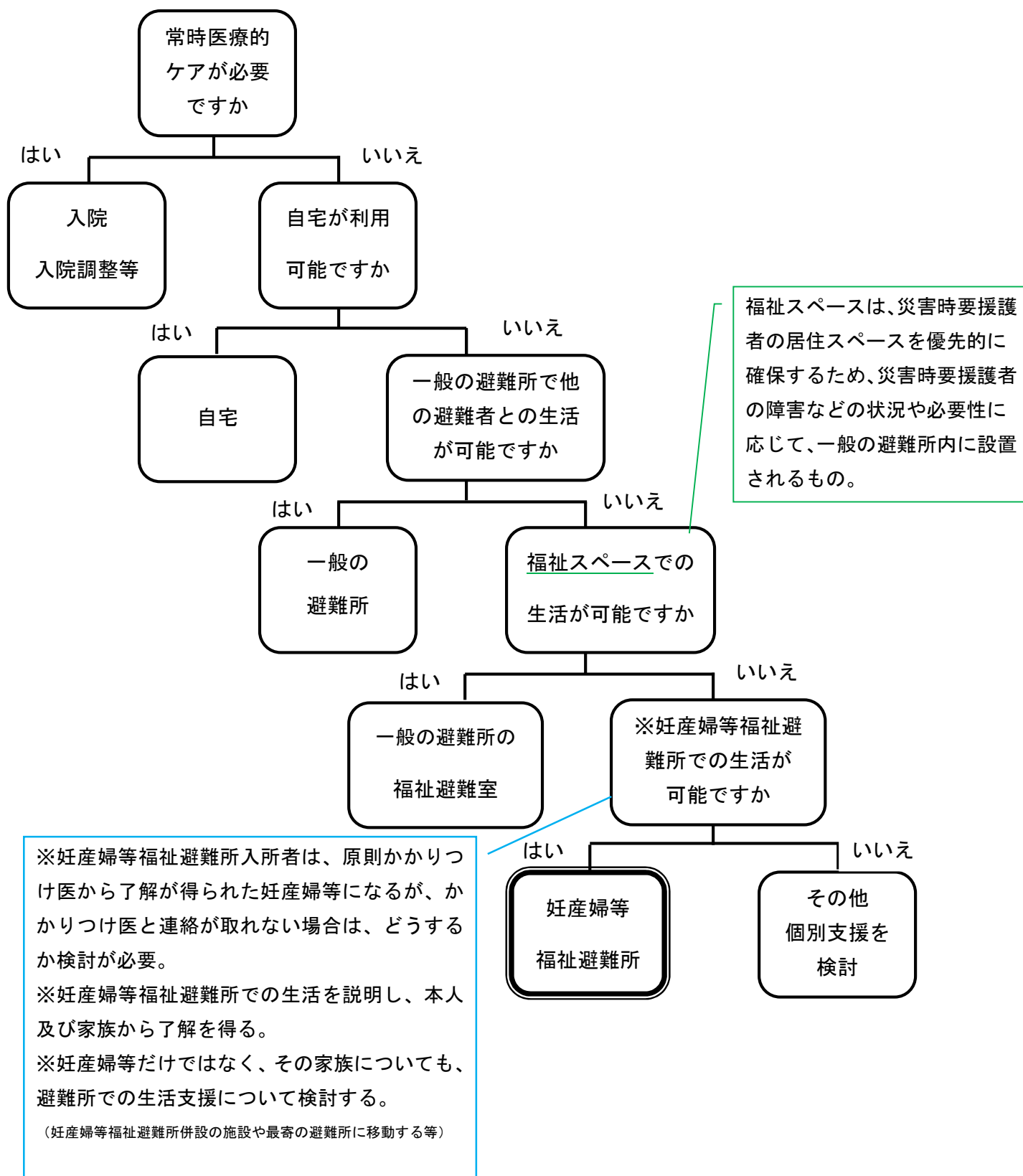
妊産婦等避難所の統合・閉鎖は、行政担当者、施設担当者、避難者等により協議を行います。統合・閉鎖時には、避難者の不満や不安が強まることもあるため、各避難者や家族等に十分な説明をし、理解を得るよう努めます。

＜費用の報告＞

妊産婦等福祉避難所の設置及び管理運営に要した費用は【様式16】「設置・運営等費用報告書」にて区災害対策本部に報告・請求します。

第4章 参考資料

1 避難先選定フローチャート



2 緊急連絡先一覧

関係機関	電話番号	ファックス番号
() 区役所・支所		
() 消防署		
() 警察署		
京都市役所（代表）	222-3111	
京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部 子ども家庭支援課（母子保健担当）	（令和7年6月13日まで） 746-7625 （令和7年6月16日から） 222-3939	251-1133
上 下 水 道 局 （お客様窓口サービスコーナー）	672-7770	672-7773
日 本 赤 十 字 社 京 都 府 支 部	541-9326	541-1361
関西電力送配電（株） （停電や電柱、電線等の電気設備専門）	0800-777-3081	06-6441-7143
大阪ガス（株） （ガス漏れ専用フリーダイヤル）	0120-8-19424	0120-6-9424
火災・急病のとき	119	行政区ごとに異なるため事前に行政区消防署に確認を
犯罪・事故が起こったとき	110	行政区ごとに異なるため事前に行政区警察署に確認を
災害用伝言ダイヤル	録音：171+1+使用する電話番号 再生：171+2+使用する電話番号	

【発行】

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課

TEL：075-746-7625（令和7年6月13日まで）

075-222-3939（令和7年6月16日から）

FAX：075-251-1133